

## 「スポーツ・健康まちづくり」優良自治体表彰制度について (誤解を生じやすい点についての補足)

スポーツ庁参事官 (地域振興担当)

### 【補足1：表彰の対象について】

本表彰制度の対象は、オリンピック・パラリンピック競技大会後に新たに行おうとしといるスポーツ・健康まちづくりの取組です。

ただし、大会後にスポーツ・健康まちづくりの全く新たな取組を一から行うものでなくても、既に行っている関連する取組をベースに、今後の新たなスポーツ・健康まちづくりの取組を加えて拡大発展させていくものであっても構いません。

大事なことは、スポーツ・健康まちづくりの取組を、大会のスポーツ・レガシーとして、将来にわたって継続し地域に定着させることです。

### 【補足2：表彰の主体について】

本表彰制度は、スポーツ庁長官が定める表彰制度実施要綱(当庁内規)に基づき、当庁が単独で申請募集・受付、審査、表彰等を行うものです。

ただし、各省の予算事業(採択済み)を活用した計画の申請があった場合には、必要に応じ当庁内での審査のため、当該省庁に対し事実関係などにつき意見照会をさせて頂く場合があります。

その場合にも、最終的には、各省から頂いた御回答も参考とさせて頂き、当庁の責任において当庁による表彰の可否を決定することになります。